

当別町上下水道事業からのお知らせ

令和8年1月使用分（2月検針分）から

1年間

水道料金を減免します

昨今の物価高騰の影響を受けている住民の皆さまの生活支援のため、当別町では国からの重点支援地方交付金を活用し、水道料金の一部を減免することいたしました。

なお、このたびの減免に関するお手続きは不要です。

※上下水道事業から電話や訪問をすることはありません。



減免の対象となる方

当別町上下水道事業から直接水道料金を請求している方のうち、「**家常用**」で利用されている方。

対象



家事用（一般家庭用）

対象外



業務用・浴場用・臨時用

料金減免後の請求金額（イメージ）

●令和8年1月使用分～令和8年3月使用分



- ・基本料金（月額税込836円）が減免されます。（836円→0円）
- ・水量料金のうち、13m³まで減免されます。
(1m³あたり税込205.7円×13m³=上限2,674円→0円)
- ・13m³を超える水量料金と下水道使用料は減免対象外です。

検針時にポストに投函されるお知らせ票について、当月の欄（上段）には減免後の金額が表示されます。また、納付書にも減免後の金額が表示されます。

●令和8年4月以降の予定



- ・対象は「家事用」を予定
- ・令和8年4月使用分～12月使用分の「基本料金」の減免を予定
- ・水量料金と下水道使用料は減免対象外

※令和8年度予算成立後、町広報や町ホームページでお知らせします。

